

人権方針

アズワングループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」など国際的な人権に関する規範の遵守に努めます。これらの基準を基本的な方針として参照し、従業員やお取引様をはじめ、関係するすべての皆様に対して、尊敬、信頼、共感の念をもって対応してまいります。

1. 適用法令の遵守

適用される法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権原則を尊重します。

2. 強制労働・児童労働の禁止

あらゆる形態の強制労働および 18 歳未満の若年労働者が危険な業務に従事することを禁止します。

3. 差別の禁止

すべての人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、信条、性別・性的指向・性自認、障がいの有無、年齢、社会的身分、職種、雇用形態の違いなどによる差別およびハラスメントを認めません。

4. 労働時間への配慮と適切な賃金

労働基準法や労使協定に基づき、適切な労働時間、時間外および深夜労働、休日、休暇に関する規則を就業規則に定めます。また、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金が支払われるよう努めるとともに、法定給付・控除、時間外労働等に関する法令要件を満たした賃金規定を定めます。

5. 結社の自由・団体交渉権

労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重します。

2025 年 1 月 16 日 制定